

つくばみらい市告示第23号

つくばみらい市要介護(要支援)認定に係る個人情報の外部提供に関する取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7年 2月24日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市要介護(要支援)認定に係る個人情報の外部提供に関する取扱要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市要介護(要支援)認定に係る個人情報の外部提供に関する取扱要綱(平成18年つくばみらい市告示第65号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条第3項を削る。

様式第1号を次のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

一、本市の財政状態を調査し、その結果を明らかにし、その改善を期すこととする。

市長 田中 幸次郎



市長 田中 幸次郎

本市の財政状態を調査し、その結果を明らかにし、その改善を期すこととする。

本市の財政状態を調査し、その結果を明らかにし、その改善を期すこととする。

本市の財政状態を調査し、その結果を明らかにし、その改善を期すこととする。

市長 田中 幸次郎

市長 田中 幸次郎

市長

市長 田中 幸次郎